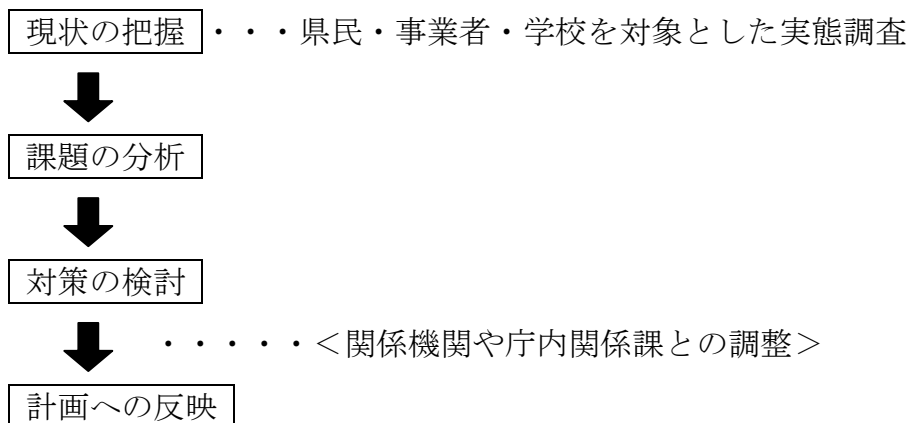


消費者教育推進計画の策定について

1 計画の策定

- (1) 目的 消費者教育の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、消費者団体、事業者団体など様々な主体との連携・協働のもと、消費者教育を総合的・体系的に推進していく
- (2) 策定の根拠 消費者教育の推進に関する法律（第 10 条）
- (3) 名称 高知県消費者教育推進計画（仮称）
- (4) 計画期間 平成 27 年度～平成 31 年度（5 年間）

2 計画策定までの作業の流れ



3 策定スケジュール（案）

- 平成 26 年 7 月 審議会（消費者教育推進地域協議会）の開催
（消費者教育に関する実態調査実施についての協議）
- 平成 26 年 8 月 実態調査（事業者対象、学校対象）の実施
（※その他、「平成 26 年度県民世論調査」に質問項目を設けている）
- 平成 26 年 11 月 審議会（消費者教育推進地域協議会）の開催
（骨子案の協議）
- 平成 27 年 2 月 審議会（消費者教育推進地域協議会）の開催
（計画素案の協議）
- 平成 27 年 4～5 月 審議会（消費者教育推進地域協議会）の開催
（計画案の協議、決定）
- 平成 27 年 7 月 パブリックコメントの実施
- 平成 27 年 10 月 計画策定、公表

4 参 考（全国の状況） *H26.7.1 現在

	策定年度	都府県数	備 考
計画策定済みの都府県	平成 25 年度	10	山形県、茨城県、群馬県、東京都、山梨県、岐阜県、静岡県、京都府、岡山県、徳島県
	平成 26 年度	1	福岡県